

◆上程議案

| 議案番号 | 件名 | 結果 |
|--------|--|----|
| 議案第1号 | 平成28年度伊賀市・名張市広域行政事務組合一般会計予算 | 可決 |
| 議案第2号 | 平成28年度伊賀市・名張市広域行政事務組合伊賀食肉センター特別会計予算 | 可決 |
| 議案第3号 | 平成28年度伊賀市・名張市広域行政事務組合農業共済事業特別会計予算 | 可決 |
| 議案第4号 | 平成28年度伊賀市・名張市広域行政事務組合農業共済事業に係る事務費の賦課単価及び賦課総額について | 可決 |
| 議案第5号 | 平成28年度農作物特別積立金の取崩しについて | 可決 |
| 議案第6号 | 平成27年度伊賀市・名張市広域行政事務組合一般会計補正予算(第1号) | 可決 |
| 議案第7号 | 平成27年度伊賀市・名張市広域行政事務組合伊賀食肉センター特別会計補正予算(第1号) | 可決 |
| 議案第8号 | 平成27年度伊賀市・名張市広域行政事務組合農業共済事業特別会計補正予算(第1号) | 可決 |
| 議案第9号 | 伊賀市・名張市広域行政事務組合行政不服審査会条例の制定について | 可決 |
| 議案第10号 | 伊賀市・名張市広域行政事務組合行政不服審査法関係手数料徴収条例の制定について | 可決 |
| 議案第11号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 可決 |
| 議案第12号 | 公平委員会委員の選任について | 同意 |

【議会報告】
2月29日に平成28年第1回組合議会(定例会)を開会しました。この議会で12議案が上程され、すべての議案が可決、同意されました。

◆伊賀市・名張市広域行政事務組合 平成28年度予算

【一般会計】 歳入：21,320,000円

- 分担金及び負担金(伊賀市・名張市からの収入)
……………11,830,000円
- 財産収入
(伊賀市・名張市広域行政圏振興整備基金運用収入)
……………9,110,000円
- その他収入(前年度からの繰越金・使用料)
……………380,000円

歳出：21,320,000円

- 議会費(組合議会開催経費)……………406,000円
 - 一般管理費(職員人件費・一般管理経費)
……………10,424,000円
 - 伊賀市・名張市広域行政圏振興整備事業費
……………10,190,000円(※)
 - 予備費……………300,000円
- (※)の内訳
- 事業推進経費……………8,319,000円
 - 情報化推進事業……………27,000円
 - 広域的振興支援事業……………200,000円
 - 伊賀市・名張市広域行政圏振興整備事業
……………1,644,000円

【伊賀食肉センター特別会計】

- 歳入：60,541,000円
- 分担金及び負担金(伊賀市・名張市からの収入)
……………44,965,000円
 - 使用料及び手数料(伊賀食肉センター使用料)
……………14,977,000円
 - その他収入
(前年度からの繰越金・財産収入・諸収入)
……………599,000円

歳出：60,541,000円

- 総務費(職員人件費・一般管理経費)
……………60,441,000円
- 予備費……………100,000円

【農業共済事業特別会計】

| 区分 | 収入 | 支出 |
|----------|--------------|--------------|
| 農作物共済勘定 | 21,392,000円 | 21,392,000円 |
| 家畜共済勘定 | 70,522,000円 | 70,522,000円 |
| 畑作物共済勘定 | 4,998,000円 | 4,998,000円 |
| 園芸施設共済勘定 | 6,070,000円 | 6,070,000円 |
| 業務勘定 | 124,895,000円 | 124,895,000円 |
| 合計 | 227,877,000円 | 227,877,000円 |

【問い合わせ】伊賀市・名張市広域行政事務組合総務課

〒518-0825 伊賀市小田町1380番地1 ☎22-9690 <http://www.e-net.or.jp/user/iga-7/>

農業共済二ニュース

【平成28年度の引受計画】

平成28年度は次の表のとおりのも事業内容で引き受けを予定しています。適正な引き受けと評価で農家の皆さんに「安心」を届けられるように職員一丸となって頑張ります。

平成28年度引受計画

| 引受区分 | 引受戸数 | 引受面積など |
|------|---------|-----------|
| 水 稲 | 4,900 戸 | 458,000 a |
| 麦 | 103 戸 | 52,200 a |
| 家 畜 | 30 戸 | 3,068 頭 |
| 大 豆 | 49 戸 | 25,500 a |
| 園芸施設 | 68 戸 | 226 棟 |

【水稲共済の加入について】

農業共済事業は、国の農業災害対策として「農業災害補償法」に基づき行われている政策保険です。

事務組合・県農業共済組合連合会・国の三段階制の運営で、大災害に備えて危険の分散を図るとともに、それぞれが責任を分担して安定した事業運営を図り、農家の皆さんへの共済金の支払いに支障を生じさせないしくみとなっています。

① 共済の対象となる事故

風水害などの気象上の原因による災害・火災・病虫害・鳥獣害などによる減収

② 補償期間

本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫期まで

※この場合の収穫期とは、適期に刈り取ってほ場から搬出するまでのことです。

③ 共済掛金と国庫負担

共済掛金は、共済金額に基準共済掛金率を乗じた額ですが、国はその2分の1に相当する金額を負担しています。

加入者には共済掛金から国庫負担額を差し引いた金額を期日（6月30日）までに納入していただきます。

④ 加入資格

25a以上を耕作する農家は水稲共済への加入が義務付けられています。また、耕作面積が10a以上25a未満の場合には任意で加入できます。

⑤ 加入資格の確認

伊賀北部、伊賀南部両農協や伊賀市、名張市を通じて配布されている「米穀の出荷契約書兼生産調整方針参加申請書（伊賀市）」、「水稲生産実施計画書及び経営所得安定対策に関する営農計画書（名張市）」を提出いただき、その申告の作付面積によって加入資格を確認しています。



《被害が発生したら》

共済の対象となる事故で被害を受けたときは、各地域の損害評価員に申告してください。※申告には損害評価野帳の提出が必要です。

【大豆共済の加入について】

大豆は、自然災害や病虫害などを受けやすく、近年は収穫量が不安定です。災害の損失を補償し、経営の安定を図るため、ぜひご加入ください。

① 共済の対象となる事故

風水害などの気象上の原因による災害・火災・病虫害・鳥獣害による減収

② 補償期間

発芽から収穫期まで

※この場合の収穫期とは、適期に刈り取ってほ場から搬出するまでのことです。

③ 加入資格

15a以上栽培している農家であれば任意で加入できます。

④ 加入方式

一筆方式・半相殺方式・全相殺方式の3つの方式から選択していただけます。

平成28年産は7月上旬の締め切りを予定しています。

詳しくは、お問い合わせください。

【農業共済に関する問い合わせ】

農業共済事業課

☎ 24・2501



【問い合わせ】 伊賀市・名張市広域行政事務組合総務課

〒518-0825 伊賀市小田町1380番地1 ☎ 22-9690 <http://www.e-net.or.jp/user/iga-7/>